

# ～ 患者さまへ ～

平成 18 年 4 月の医療法改正により、処方医が認可した場合のみ **後発医薬品への変更** が認められる事となりました。



## 後発医薬品への変更とは？



医師が処方した医薬品を、薬の専門家である薬剤師が品質・適応・コストを考慮し、患者さんの同意の上で同一成分の他の名称の医薬品に替えて調剤する事です。ただし処方医が処方せんの後発医薬品への変更可とする署名・捺印された場合のみになります。

### 後発医薬品への変更可と署名された処方せんをお待ちの患者様へ

《確認・他安全対策の為、下記作業が増えますので通常よりお時間がかかります。ご了承下さい。》

○薬剤師により、患者さまが後発医薬品への変更を希望されるかどうか確認致します。



○全ての薬剤に後発品（ジェネリック）が発売・在庫されているわけではないので代替可能な薬剤の説明と認知をいただきます。



○変更薬剤の適応と相互作用のチェックをし、コンピューターにより、処方内容を変更いたします。



### 後発医薬品への変更



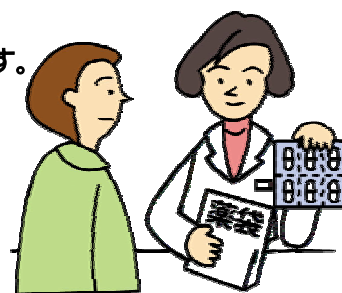
○薬剤情報書により、処方薬剤、後発医薬品の違いを説明し、服薬指導いたします。



○処方内容の変更確認後、会計作業し会計。



○代替した薬剤名をお薬手帳に記載、処方医への連絡。



安全・安心のため、患者さんはお薬手帳を病医院での診療の際には医師に、薬局では薬剤師にご提示下さい。

○後発医薬品への変更を実行しますと薬剤投薬記録において、『病院のカルテ 違う名称 薬局から購入薬剤名』医療ミス・調剤過誤の原因にならないよう“お薬手帳”での連絡、確認において防止対策致します。

